



令和4年10月13日

市政記者 各位

経済観光文化局国際経済・コンテンツ部 まつり振興課

### 屋台営業候補者公募の応募状況について(お知らせ)

福岡市屋台営業候補者公募(第4回)については、10月11日に募集を締め切り、下記の応募状況となりましたので、お知らせします。

### 1 応募者数

### 65人

※ 応募倍率は過去最高の 5.00 倍

### 2 営業希望地区(事前調査)

### 【参考】過去の応募状況

区分	募集区画数	応募者数	倍率
第1回	28 区画	108人	3.86 倍
第2回	14 区画	22 人	1.57倍
第3回	10 区画	21 人	2.10倍
第4回(今回)	13 区画	65 人	5.00倍

応募者に対し、<u>現時点</u>における営業希望地区(希望順位)を確認しました。 この営業希望地区(希望順位)については、<u>最終的に、1 次審査通過者が提出する書類(営</u> 業計画書)において確定します。

地区	募集区画数	希望者数	うち第1希望者数
昭和通	2 区画	39 人	1 人
清流公園	1 区画	57 人	38 人
天神中央	2 区画	53 人	13 人
渡辺通	1 区画	47 人	5 人
長浜(個人)	7 区画	34 人	3 人
長浜(グループ)	4 区画及び	2 グループ	2 グループ
区(人)(人)	2 区画	(5人)	(5人)

※ 上記「希望者数」は、希望順位に限らずその地区を希望した応募者の合計です。

### 【募集区画について】

今回の公募では、計13区画を5つの地区に分けて、地区ごとの募集を行っており、 応募者は、順位を付けて、希望する全ての地区に応募することができます。 なお、長浜地区については、2~4名を1グループとしたグループ応募を行いました。

### 【参考】公募スケジュール

内 容		時 期		
募集要項の公表・配布		【済】令和4年8月12日(金)~		
募集	募集期間		8月12日(金)~10月11日(火)	
屋台	屋台公募イベント		8月28日(日)	
	1次審査(筆記試験)		10月23日(日)	
選	1 次審査結果通知	10月下旬(予定)		
考	営業計画書等提出期間	11月上旬~下旬(予定)		
期	2次審査A(書類審査)	12月上旬~下旬(予定)		
間	2次審査B(面接審査)	令和5年1月中旬~下旬(予定)		
	2次審査結果通知	2月上旬~中旬(予定)		
屋台営業候補者決定通知		2月上旬~中旬(予定)		
営業区画選択会		2月中旬(予定)		
講習会		2月下旬~3月上旬(予定)		
各種許可申請		4月~6月(予定)		
営業開始日		6月1日(木)~7月31日(月)(予定		

(問い合わせ先)

経済観光文化局国際経済・コンテンツ部

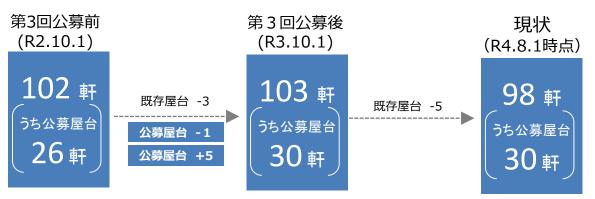
まつり振興課 濱田

電話:092-711-4084 (内線2130)

# 第4回公募について(募集区画)

# R4.8.10 福岡市屋台選定委員会 資料 2

### 【屋台数の推移】



- 廃業理由
  - ・体調不良、高齢 フ軒
- ・公募への応募
- 1軒

・継続が難しい

## 【過去の公募実績】

区分	募集開始	募集 区画数	応募者数	営業開始	当初の 営業者数	現在の 営業者数
第1回	H28.9	28 区画	108 人	H29.4~	23 人	18 人
第2回	H30.12	14 区画	22 人	R1.8∼	9 人	7人
第3回	R2.10	10 区画	21 人	R3.10~	5 人	5 人

# 募集区画の考え方

条例第9条、第32条 規則第7条、第16条

- ・屋台が連なり定着している場所
- ・条例等の基準を満たし、環境整備ができる場所
- ・地域に理解され、道路交通の問題が少ない場所

### 募集区画数

募集区画の考え方に基づき、5地区で13区画を募集する。

(13区画の内訳)

• 前回公募区画

5 区画

• 屋台廃業区画

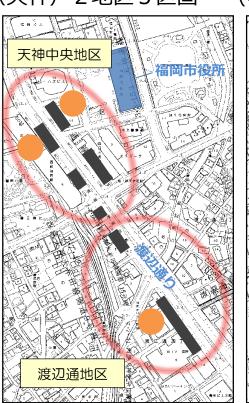
8区画

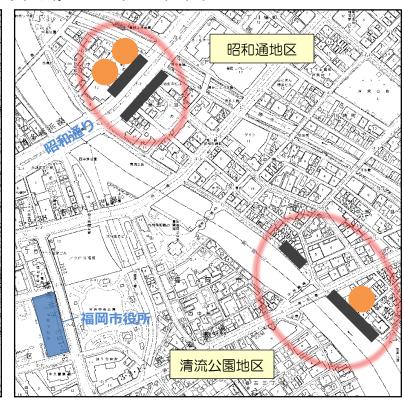
# 募集区画(地区)

※「別紙2募集区画詳細図」参照

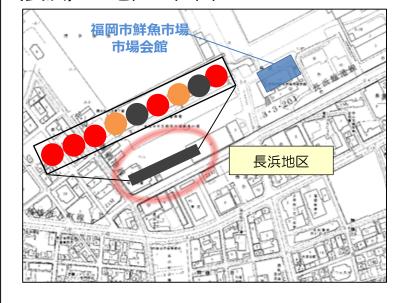
【合計:5地区・13区画】

(天神) 2地区3区画 (中洲) 2地区3区画





### (長浜) 1地区7区画



■市道・公園上の屋台の並び 現在屋台が営業している区画

### 1 募集方法

### ○ 地区ごとの募集

「昭和通」、「清流公園」、「天神中央」、「渡辺通」、「長浜」の5つの地区に分けて募集し、同じ地区に募集区画が複数ある場合は、地区ごとの成績上位者から順に、希望区画を選択できる



現在屋台が営業している区画
募集する区画

### ○ 複数地区への応募

(前回) 最大2地区まで応募が可能



### (今回) 希望する全ての地区への応募が可能

- ・応募者の選択肢が増え、合格者数を増やすことができる
- ・より優秀な応募者を合格者とすることができる(得点上位の者 同士で希望が競合すると、その中で下位の者は、全体では成績 上位であっても落選となり、補欠候補者(※)としていた)
- ※ 落選者のうち成績上位の者を、辞退者等が出た場合に合格者 (営業候補者) とすることができる制度で、今回も実施

### ○ グループ応募(長浜地区のみ)

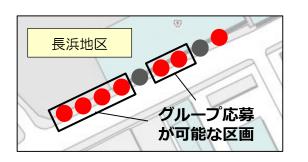
長浜地区の連続する募集区画において、2~4名を1組としたグループでの応募を可能とする

(前回) グループ応募は、第1希望でないと応募できない



### (今回) 第2希望以下でも応募が可能

・グループ応募の可能性を増やすことができる



● 現在屋台が営業している区画募集する区画

### <グループ応募のメリット>

- ・2次審査において「グループ提案」を評価し、加点(資料4に記載)
- ・長浜地区でのグループ営業を第1希望とする場合は、<u>個人応募</u>に **優先してグループ応募を選考**する

### <グループ営業のメリット(想定)>

- ・団体客の受け入れや、異なるメニューでハシゴがしやすい
- ・共同での仕入れや仕込み場の共有などで、コストを削減しやすい
- ・ハシゴ酒クーポンを作るなど、共同プロモーションがしやすい

### ○ 補充募集 (新たな取組)

- ・審査の結果、**営業候補者が決定しなかった区画については、** 引き続き募集を行う(今回公募の一連の募集として実施)
- ・補充募集における募集手続きや審査の流れは、基本的に、通常 の募集と同様

### 2 応募資格

- ・満18歳以上の個人
- ・福岡市の市税に係る徴収金を滞納していない または福岡市以外の市町村の市町村民税を滞納していない
- ・屋台営業の占用許可の不更新、停止、取消しの措置を受けたこと がない
- ・暴力団員でない、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではない
- ※応募時に屋台営業者である者にあっては、令和5年6月1日以降 は、現在の屋台営業を続けることはできない